

「まちの匠・ぷらす」

京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

申請の手引



申請者の皆様へ

- 耐震・防火改修工事を計画する際は、工事編（第4章以降）の内容を参考にしてください。
- 既に工事（耐震改修設計を補助対象に含む場合は設計）に着手している場合は、申請できませんのでご注意ください。
- 完了報告が令和8年3月1日を超えることが見込まれるものについては、令和7年12月1日までに御相談ください。

バージョン	日付	内容
Ver.6.1	R6.4.1	「まちの匠・ぷらす」事業開始
Ver.7.1	R7.4.1	一部改正（主な改正点は次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> 本格改修のうち、耐震性能が従前よりも向上する工事の要件を一部緩和 防火改修の対象地域を市内全域に拡大 感震ブレーカーの申請書類を簡略化（11ページ）
Ver.7.1.1	R7.4.7	申請期間、完了報告期限（6ページ）の修正
Ver.7.2	R7.9.1	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用について 追記

申請の受付
お問合せ先



京都市のすまいのワンストップ総合窓口
安心すまいセンター
MIYAKO ANSHIN SUMAI CENTER

電話 075-744-1631
(耐震・省エネ担当)

FAX 075-744-1637

開館時間 午前9時30分～午後5時

休館日 水曜日・祝日・第3火曜日
及び年末年始(12/29～1/4)

所在地 〒600-8127

京都市下京区西木屋町通
上ノ口上る梅塹町83番地の1

アクセス

バス 市バス 4・7・205号系統
「河原町正面」下車

電車 京阪電車「清水五条」下車 徒歩8分
地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩10分



京安心すまいセンターは、
京都市住宅供給公社が運営しています

手 続 き 編

第 1 章 事業の概要

1.1	対象の建築物	1
1.2	対象者	1
1.3	関係者の同意	1
1.4	長屋の場合	2
1.5	工事施工者の要件	2
1.6	過去に本補助金等の交付を受けている場合	2
1.7	対象の工事、補助金額	
(1)	本格改修	3
(2)	簡易改修	4
(3)	耐震シェルター等の設置	5
(4)	防火改修	5
1.8	申請方法	6
1.9	申請期間、完了報告期限	6
1.10	申請手続きの流れ	7
1.11	工事途中の現場検査	8
1.12	代理受領制度	8

第 2 章 申請書類の一覧

2.1	交付申請（設計又は工事契約前の手続き）	9
2.2	耐震改修設計報告（設計完了後、工事着手前の手続き）	12
2.3	変更申請（内容変更の手続き）	12
2.4	完了報告、補助金請求（工事完了後の手続き）	13
2.5	代理受領制度	15
2.6	利子補給制度を利用する場合	15

第 3 章 申請書類の記入方法

3.1	交付申請書（第1号様式）	16
3.2	補助金額算出書（第2号様式）	18
3.3	耐震改修計画書（第3号様式）	21
3.4	耐震改修設計報告書（第4号様式）	22
3.5	変更承認申請書（第5号様式）	23
3.6	中止・廃止承認申請書（第6号様式）	24
3.7	実績報告書（第7号様式）	25
3.8	補助金請求書（第8号様式）	27
3.9	写真台帳（参考様式）	28

工事編

第4章 本格改修

4.1	現在の耐震基準に適合する工事	2 9
4.2	一定以上の耐震性能を確保する工事	2 9
4.3	耐震性能が従前よりも向上する工事	3 0

第5章 簡易改修

5.1	屋根型	
(1)	屋根の軽量化	3 1
(2)	屋根構面の強化	3 2
5.2	床型	
(1)	2階床組の強化、小屋組の強化	3 2
5.3	壁型	
(1)	金物の設置（木造住宅）	3 3
(2)	土壁の修繕（京町家）	3 3
5.4	足元型	
(1)	土台又は柱等の劣化修繕	3 4
(2)	有筋の基礎の増設（木造住宅）	3 5
(3)	柱脚部の足固め、根がらみの設置（京町家）	3 6
(4)	礎石等の基礎の補修（京町家）	3 6

第6章 耐震シェルター等の設置

6.1	耐震シェルターの設置	3 7
6.2	耐震ベッドの設置	3 7

第7章 防火改修

7.1	軒裏の防火改修	3 8
7.2	開口部の防火改修	3 9
7.3	木製防火雨戸の設置	4 0
7.4	長屋の界壁の防火改修	4 0
7.5	外壁の防火改修	4 1
7.6	感震ブレーカーの設置	4 1
別表	防火仕様一覧	4 2

第1章 事業の概要

1章

1.1 対象の建築物

事業の概要

2章

3章

4章

5章

6章

7章

	木造住宅	京町家
建築年次	昭和56年（1981年）5月31日 以前に着工されたもの	昭和25年（1950年）11月22日 以前に着工されたもの
用途	一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅	
構造	在来工法又は枠組壁工法	伝統構法
規模	地上3階建て以下	地上2階建て以下

■ 住宅以外の用途を兼ねる場合

- 居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものが対象です。

■ 空き家の場合

- 工事完了後、速やかに住宅として利用する予定のものは対象です。

1.2 対象者

①～③のいずれかに該当する方が対象です。

①	対象建築物の所有者又はその二親等内の親族
②	対象建築物の居住者又はその二親等内の親族
③	対象建築物の居住予定者

1.3 関係者の同意

- 所有者以外が申請する場合は、**所有者の同意**がいります。
- 所有者が複数いる場合は、**所有者全員の同意**がいります。
- 賃借人がいる場合は、賃借人全員の同意又は賃借人に十分周知のうえ、反対の意思を示す者がいないことを確認してください。

1.4 長屋の場合

1章

- ・ 本格改修（3ページ）は、1棟単位で申請してください。
 - * 各住戸の所有者が異なる場合は、住戸ごとに補助金の額を算出することができます。
- ・ 簡易改修（4ページ）、耐震シェルター等の設置及び防火改修（5ページ）は、1住戸単位での申請が可能です。
 - * 所有形態にかかわらず、住戸ごとに補助金の額を算出することができます。
 - * ただし、各住戸の所有者が同一の場合、1棟あたりの補助限度額は、京町家の場合は300万円、木造住宅の場合は200万円です。
 - * 各住戸の所有者が同一で、長屋の住戸数が5を超える場合は、1棟あたりの補助限度額を長屋の住戸数で割った値が、1住戸あたりの補助限度額となります。

2章

1.5 工事施工者の要件

3章

- ・ 簡易改修（4ページ）及び防火改修（5ページ）は、京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者が請負人又は下請負人として施工する必要があります。
 - * 防火改修は、本格改修（3ページ）と併せて行う場合を除きます。

4章

1.6 過去に本補助金等の交付を受けている場合

5章

■ 本格改修を行う場合

- ・ 過去に交付を受けた防火改修以外の補助金額を減額します。

■ 簡易改修を行う場合

- ・ 工事内容が同一の場合は、工事内容ごとの限度額から過去に交付を受けた補助金額を減額します。
- ・ 工事内容が異なる場合は、簡易改修を組み合わせた場合の限度額から過去に交付を受けた補助金額を減額します。

6章

<例> *補助額は木造住宅の場合

① 過去に屋根構面の強化で15万円の交付を受け、別の箇所で同じ内容の工事を行う場合

$$20\text{万円} \text{ (屋根構面の強化の限度額)} - 15\text{万円} \text{ (過去交付を受けた額)} \\ = 5\text{万円} \text{ (今回の補助限度額)}$$

7章

② 過去に屋根の軽量化で30万円の交付を受け、異なる内容の工事を行う場合

$$40\text{万円} \text{ (組合せの限度額)} - 30\text{万円} \text{ (過去交付を受けた額)} \\ = 10\text{万円} \text{ (今回の補助限度額)}$$

■ 耐震シェルター等の設置を行う場合

- ・ 過去に交付を受けた耐震シェルターの設置の補助金額を減額します。

■ 防火改修を行う場合

- ・ 簡易改修を行う場合と同様の考え方です。

1.7 対象の工事、補助金額

1章

事業の概要

2章

3章

4章

5章

6章

7章

- 詳細な工事の要件は、工事編（第4章以降）をご覧ください。
- 補助額は、補助対象費用の4／5又は補助限度額の**いずれか少ない額**です。

（1）本格改修

耐震改修前後の
耐震診断が必要です！

防火・準防火地域では
防火改修との組合せが必須です！

- 現状の耐震診断の結果、**構造評点1.0未満**と診断された建築物が補助の対象です。
- 耐震改修設計の費用を補助対象に含むことができます。
- 代理受領制度**（8ページ）を利用すると、一時的な費用負担を軽減できます。

工事内容	防火 改修	補助限度額	
		京町家	木造住宅
① 現在の耐震基準に適合する工事 (構造評点1.0以上)	必須	300 万円	200 万円
② 一定以上の耐震性能を確保する工事 (構造評点0.7以上1.0未満)	必須	150 万円	100 万円
③ 耐震性能が従前よりも向上する工事 (壁の設置や屋根の軽量化等)	必須	100 万円	80 万円

防火・準防火地域（＊）では、防火改修①～⑥（5ページ）の
いずれかを1つ以上行ってください。

* 京都市 都市計画 で検索、又は二次元コード読み取り ➤



同一の袋路（幅員4m未満の行き止まりの道）に接する2棟以上の
京町家を同時に耐震改修する場合は、1棟あたり**50**万円を上乗せし
ます。*上乗せには要件があります。



本格改修は、簡易改修（4ページ）以外の工事と併用できます。（耐震シェ
ルター等の設置との併用は、本格改修②、③のみ）

- ・ 詳細な工事の要件は、工事編（第4章以降）をご覧ください。
- ・ 補助額は、補助対象費用の4／5又は補助限度額のいずれか少ない額です。

(2) 簡易改修

■ 京町家

工事内容		補助限度額
屋根型	・屋根の軽量化 ・屋根構面の強化	いずれか 30万円
床型	・2階床組の強化 ・小屋組の強化	いずれか 10万円
壁型	・土壁の修繕	最大 60万円 10万円
足元型	・土台又は柱等の劣化修繕 ・礎石等の基礎の補修 ・柱脚部の足固め、根がらみの設置	いずれか 10万円

■ 木造住宅

工事内容		補助限度額
屋根型	・屋根の軽量化 ・屋根構面の強化	いずれか 20万円
床型	・2階床組の強化 ・小屋組の強化	いずれか 最大 5万円
壁型	・金物の設置	40万円 5万円
足元型	・土台又は柱等の劣化修繕 ・有筋の基礎の増設	いずれか 10万円

- ・ 詳細な工事の要件は、工事編（第4章以降）をご覧ください。
- ・ 補助額は、補助対象費用の4／5又は補助限度額のいずれか少ない額です。

(3) 耐震シェルター等の設置

工事内容		補助限度額
①	耐震シェルターの設置	40 万円
②	耐震ベッドの設置	40 万円



耐震シェルター等の設置は、本格改修①（3ページ）以外の工事と併用できます。

(4) 防火改修

京都市全域が対象です！

工事内容		補助限度額	
①	軒裏の防火改修	20 万円	京町家 最大 60 万円 木造住宅 最大 40 万円
②	開口部の防火改修	1.5 万円/ m^2	
③	木製防火雨戸の設置	5 万円/ m^2	
④	長屋の界壁の防火改修	20 万円	
⑤	外壁の防火改修	20 万円	
⑥	感震ブレーカーの設置	5 万円	

1.8 申請方法

1章

- ①、②いずれかの方法にて、交付申請書類を提出してください。
- 申請に必要な書類の一覧や記入方法は、第2章、第3章をご覧ください。

事業の概要

郵送（レターパック等）

提出前に必ず書類のコピーを取り、手元に残してください。

封筒に、「まちの匠申請書在中」と記載してください。

①

送付先：〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
ひと・まち交流館京都 地下1階 京安心すまいセンター 行

2章

京（みやこ）安心すまいセンター窓口に持参

窓口での混雑を避けるため、電話で事前予約してください。

②

TEL：075-744-1631（午前9時30分～午後5時）

休館日：水曜日、祝日、第3火曜日及び年末年始（12/29～1/4）

3章

4章



設計又は工事の着手は、京安心すまいセンターにて工事の内容や提出書類を確認した後となります。期間に余裕を持って提出してください。



【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用した耐震改修工事を行う場合は、補助金申請前に、京都市建築安全推進課（TEL：075-222-3613）まで御相談ください。

5章

6章

7章

1.9 申請期間、完了報告期限

- 申請期間にかかわらず、予算がなくなり次第受付を終了します。

申請期間

令和7年4月14日（月）～

書類が全て整った状態で、

令和8年1月31日（土）

完了報告期限

書類が全て整った状態で、

令和8年3月1日（日）

1.10 申請手続きの流れ

1章

事業の概要

2章

3章

4章

5章

6章

7章

申請者

京安心すまいセンター
(京都府)**交付申請書類の提出**

- 設計又は工事に着手する前に、交付申請（9ページ）を行ってください。
- 申請期限：令和8年1月31日

+

書類修正

設計又は工事の契約・着手

- 工事の内容や費用の変更に伴い、交付予定額に変更がある場合は、該当する工事を行う前に変更申請（12ページ）を行ってください。



本格改修を行い、耐震改修設計の費用を補助対象に含む場合は、設計の完了後、工事に着手する前に耐震改修設計報告（12ページ）を行ってください。

現場検査

- 工事の内容により、工事途中の現場検査を行う場合があります。

工事完了**完了報告書類の提出**

- 工事の完了後、速やかに完了報告（13ページ）を行ってください。
- 提出期限：令和8年3月1日

+

書類修正

受け取り

工事内容、提出書類の確認

交付決定通知書の送付

- 本市から申請者宛に郵送します。
- 設計又は工事の契約・着手は、交付決定の通知日以後から可能です。

受け取り

工事内容、提出書類の確認

交付額決定通知書の送付

- 本市から申請者宛に郵送します。

補助金の振込

1.1.1 工事途中の現場検査

1章

- 工事が適切に行われていることを確認するため、工事の内容により、現場検査を行う場合があります。
- 現場検査の実施について、京安心すまいセンターから連絡があった場合は、仕上げ材等により施工が隠れる前に、希望日時をお知らせください。
- 現場検査は、申請者又は代理人の立ち会いをお願いします。

事業の概要

1.1.2 代理受領制度

2章

- 本格改修（3ページ）は、申請者が補助金を直接受け取るか、申請者の委任を受けた工事施工者が代理で受け取るかを選択できます。
- 制度を利用すると、申請者は補助金額分の費用を工事施工者へ支払う必要がなくなるため、一時的な費用負担を軽減できます。
- 制度を利用する場合は、工事施工者の同意を得たうえで、14ページの書類を提出してください。

3章

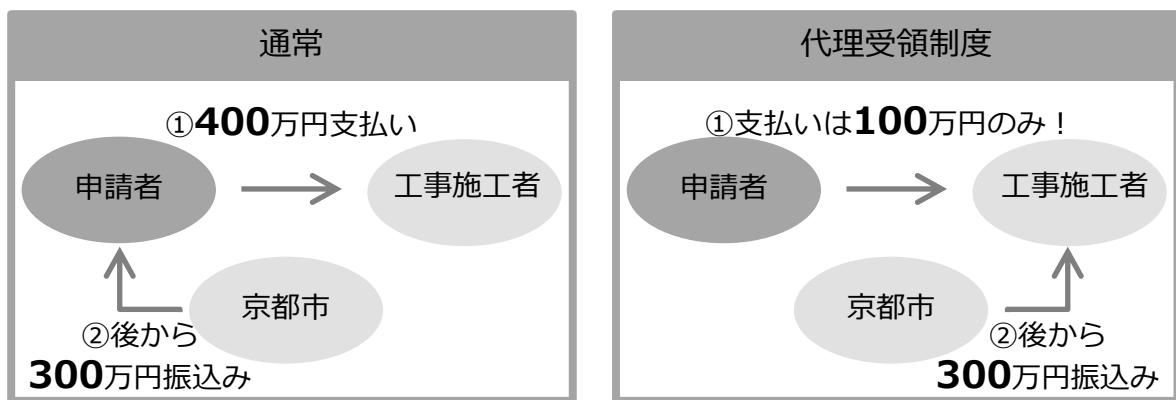
4章

5章

6章

7章

<イメージ図> 耐震改修費用：400万円、補助額：300万円のとき



工事施工者への補助金額分の支払いは、完了報告の手続き後となります。

第2章 申請書類の一覧

2.1 交付申請（設計又は工事契約前の手続き）

- ・ 設計又は工事に着手する前に、交付申請の手続きを行ってください。
- ・ 感震ブレーカーの設置のみを行う場合は、申請書類を省略できます。（11ページ）
- ・ ★印の書類は、本市ホームページ（＊）からダウンロードできます。

* [京都市 まちの匠](#) で検索、又は二次元コード読み取り ➤



	必要書類	本格改修 *耐震改修 設計を補助 対象に含む	本格改修 *工事のみ	簡易改修、 防火改修、 耐震シエルタ等 の設置	提出物
①	交付申請書 （★）	○	○	○	第1号様式（記入例：第3章）
②	補助金額算 出書（★）	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本格改修： 第2-1号、第2-2号様式 ・簡易改修： 第2-1号、第2-3号様式 (記入例：第3章)
③	付近見取図	○	○	○	所在地が確認できる縮尺1/2500 程度の地図（住宅地図等）
④	建築時期を 確認できる 書類 *コピー可	○	○	○	昭和56年5月31日以前（京町家 は昭和25年11月22日以前）着 工が確認できる書類（登記事項証 明書、検査済証等） *登記情報提供サービスは不可
⑤	補助対象者 であること を確認でき る書類 *コピー可	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・所　有　者：登記事項証明書 *発行から3か月以内 ・居　住　者：住民票の写し *発行から3か月以内 ・居住予定者：居住予定である ことを確認できる書類（売買 又は賃貸借契約書） ・二親等内の親族：所有者又は 居住者を確認できる書類及び 二親等内であることを確認で きる書類（戸籍謄本）

⑥以降は次のページへ

1章

2章

申請書類の一覧

3章

4章

5章

6章

7章

	必要書類	本格改修 *耐震改修設計を補助対象に含む	本格改修 *工事のみ	簡易改修、防火改修、耐震シエルター等の設置	提出物
⑥	全景写真	○	○	○	現況の全景写真
⑦	現状図面	○	○	○	寸法が記載された縮尺1/100程度の図面 *施工箇所が屋根のみの場合は、屋根全体の図面（屋根伏図）
⑧	改修後図面	耐震改修設計報告にて提出	○	○	施工箇所、工事内容が確認できる縮尺1/100程度の図面 *補助金額算出書の数量が確認できるよう、寸法や算出式を記載
⑨	耐震改修計画書（★）	耐震改修設計報告にて提出	○	—	第3号様式（記入例：第3章）
⑩	耐震改修後の耐震診断書	耐震改修設計報告にて提出	○	—	耐震改修後の耐震診断書
⑪	耐震改修計画作成者が要件を満たすことを確認できる書類	○	○	—	耐震診断の方法（28ページ）に応じ、(1)、(2)いずれかの写し *本市登録の木造住宅耐震診断士又は京町家耐震診断士の場合は省略 (1) 木造耐震診断資格者講習の修了証（一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づくものに限る） (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証
⑫	その他	○	○	○	提出を求めた場合のみ



不動産の所有者が変更された場合の「移転登記」、相続による所有権移転の「相続登記」（令和6年4月1日から義務化）は、不動産に関する権利関係を明確にする重要な手続です。

詳細については、司法書士等の専門家に御相談ください。

■ 感震ブレーカーの設置のみ行う場合

- 感震ブレーカーの設置のみを行う場合は、申請書類を省略できます。感震ブレーカー専用の様式をご利用ください。
- ★印の書類は、本市ホームページからダウンロードできます。

	必要書類	提出物
①	交付申請書（★）	第1号様式（感震ブレーカー専用）
②	付近見取図	所在地が確認できる縮尺1/2500程度の地図（住宅地図等）
③	建築時期を確認できる書類 *コピー可	昭和56年5月31日以前（京町家は昭和25年11月22日以前）着工が確認できる書類（登記事項証明書、検査済証等） *登記情報提供サービスは不可
④	補助対象者であることを確認できる書類 *コピー可	<ul style="list-style-type: none"> 所　有　者：登記事項証明書　*発行から3か月以内 居　住　者：住民票の写し　*発行から3か月以内 居住予定者：居住予定であることを確認できる書類（売買又は賃貸借契約書） 二親等内の親族：所有者又は居住者を確認できる書類及び二親等内であることを確認できる書類（戸籍謄本）
⑤	全景写真	現況の全景写真
⑥	カタログの写し	設置予定の感震ブレーカーの品番が記載されたカタログの写し
⑦	その他	提出を求めた場合のみ

2.2 耐震改修設計報告（設計完了後、工事着手前の手続き）

1章

- 本格改修を行い、耐震改修設計の費用を補助対象に含める場合は、設計の完了後、工事に着手する前に耐震改修設計報告を行ってください。
- 交付予定額に変更がある場合は、耐震改修設計報告の前に変更申請を行ってください。
- 耐震改修計画書（第3号様式）の「4. 耐震改修の内容」に記載した工事の着手は、承認の通知日以後からとしてください。
- ★印の書類は、本市ホームページからダウンロードできます。

	必要書類	提出物
①	耐震改修設計報告書 （★）	第4号様式（記入例：第3章）
②	補助金額算出書（★）	第2-1号、第2-2号様式（記入例：第3章）
③	耐震改修計画書（★）	第3号様式（記入例：第3章）
④	改修後図面	施工箇所、工事内容が確認できる縮尺1/100程度の図面 *補助金額算出書の数量が確認できるよう、寸法や算出式を記載
⑤	耐震改修後の耐震診断書	耐震改修後の耐震診断書
⑥	その他	提出を求めた場合のみ

2.3 変更申請（内容変更の手続き）

2章

申請書類の一覧

3章

4章

5章

6章

7章

- 工事の内容や費用の変更に伴い、交付予定額に変更がある場合は、該当する工事を行う前に変更申請を行ってください。
- 変更承認申請書（第5号様式）（記入例：第3章）と併せて変更の内容に関する書類を提出してください。
- 次の軽微な変更に該当する場合は、変更申請は不要です。完了報告の際に、変更の内容に関する書類を提出してください。

- 工事種別ごとの交付予定額に変更を生じない工事内容及び費用の変更
- 工事施工者の変更
- 申請者の住所の変更
- 代理人の変更

2.4 完了報告、補助金請求（工事完了後の手続き）

1章

2章

申請書類の一覧

3章

4章

5章

6章

7章

	必要書類	提出物
①	実績報告書（★）	第7号様式（記入例：第3章）
②	請負契約書又は これに代わる書類 の写し	<ul style="list-style-type: none"> * 契約日が交付決定の通知日以後であるもの * 契約金額（税抜）が、補助金額算出書（第2号様式）に記載の請負金額（税抜）と一致したもの * 請負金額と一致しない場合は、ただし書きで補助対象工事の費用を記載 * 契約金額の内訳が記載されており、補助対象工事以外を含む費用が記載されている場合は、「補助対象外経費を含む」を明記 * 氏名及び工事場所が、交付申請書に記載の申請者の氏名及び対象建築物の所在地と一致したもの
③	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> * 記載の金額が、契約金額と一致したもの * 契約金額と一致しない場合は、ただし書きで補助対象工事の費用を記載 * A4サイズより小さい場合は、A4用紙に貼り付け
④	下請契約に係る契 約書又はこれに代 わる書類の写し	簡易改修又は防火改修を行い、市内事業者の要件を満たす請負人が下請負人のみである場合のみ
⑤	施工状況を示す写 真及び写真撮影方 向図	<ul style="list-style-type: none"> 同じ方向から撮影した、工事前、工事中、工事完了後の写真及び撮影位置や方向が確認できる図面（作成例：第3章） * 同じ工事内容で施工箇所が複数ある場合や、施工が広範囲にわたる場合は、施工状況が確認できる全体の写真及び詳細な施工状況が確認できる代表箇所の写真 * 工事前、工事中、工事完了後の状況が比較できるよう、A4用紙に写真が配置されたもの * 各写真の横に、写真番号や施工箇所、工事内容、工程を明記 * 写真撮影方向図は、施工箇所や工事内容を記載

⑥以降は次のページへ

写真により工事が適切に行われていることを確認します。仕上材等により施工が隠れる箇所も忘れずに撮影してください。

1章

2章

申請書類の一覧

3章

4章

5章

6章

7章

	必要書類	提出物
⑥	軽微な変更の内容に関する書類※ 1	補助金額算出書（第2号様式） ※ 1 補助事業に要する費用に変更がある場合
⑦	軽微な変更の内容に関する書類※ 2	改修後図面（変更内容を示したもの）、耐震改修計画書（第3号様式）、耐震改修後の耐震診断書 ※ 2 工事内容に変更がある場合
⑧	軽微な変更の内容に関する書類※ 3	⑥、⑦のほか、変更の内容に関する書類 ※ 3 ※ 1、※ 2 以外の変更がある場合
⑨	補助金請求書（★）	第8号様式（記入例：第3章）
⑩	その他	提出を求めた場合のみ

■ 感震ブレーカーの設置のみ行う場合

	必要書類	提出物
①	実績報告書（★）	第7号様式（感震ブレーカー専用）
②	請負契約書又はこれに代わる書類の写し	* 13ページ参照
③	領収書の写し	* 13ページ参照 * 感震ブレーカーのみの申請で、請負金額に補助対象外の内容が含まれている場合は、「（内、補助事業に要する費用￥〇〇を含む。）」と記載
④	下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し	市内事業者の要件を満たす請負人が下請負人のみである場合のみ
⑤	施工状況を示す写真	同じ方向から撮影した、工事前、工事中、工事完了後の写真 * 工事前、工事中、工事完了後の状況が比較できるよう、A4用紙に写真が配置されたもの * 設置個所がわかるよう撮影したもの * 製品、品番がわかるよう撮影したもの
⑥	軽微な変更の内容に関する書類	設置する感震ブレーカーの種類を変更する場合、設置したブレーカーの品番が記載されたカタログの写し
⑦	出荷証明書	* 品番が記載されたもの * 納品先（例：〇〇邸）が記載されたもの
⑧	補助金請求書（★）	第8号様式（記入例：第3章）
⑨	その他	提出を求めた場合のみ

2.5 代理受領制度

- 代理受領制度（8ページ）を利用する場合は、次の書類を提出してください。
- ★印の書類は、本市ホームページからダウンロードできます。

■ 交付申請時

	必要書類	提出物
①	代理受領事前届出書（★）	【代理受領制度】第1号様式

■ 完了報告時

	必要書類	提出物
①	代理受領事前届出確認通知書の写し	本市から郵送する通知書の写し
②	経費の内訳書（★）	【代理受領制度】第4号様式
③	代理受領に係る委任状（★）	【代理受領制度】第5号様式

2.6 利子補給制度を利用する場合

- 【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度の利用を金融機関に申し込むにあたっては、市で行っている耐震改修補助の対象であることを証明する必要があります。
- 制度を利用する場合は、補助金申請前に、京都市建築安全推進課（TEL：075-222-3613）まで御相談ください。

第3章 申請書類の記入方法

3.1 交付申請書（第1号様式）*1枚目

第1号様式

交付申請書

(あて先) 京都市长	令和 7年 9月 1日
申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571)	ふりがな: きょうと たスう 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、 補助金の振込先も同じになります *漢字表記等注意してください)
京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	京都 太郎 (電話 075 - 222 - 3613)

「まちの匠・ぶらす」記載の住所に通知書を送付します
り、関係書類を添えて

補助対象建築物の概要	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他 (〒 京都市)	申請者の住所と異なる場合は 登記事項証明書等から転記
	建築年	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 20 年	登記事項証明書等から転記
	住戸の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 (戸/全 戸)	長屋の場合は住戸数を記入
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等を兼ねる住宅 延べ面積 m ² (うち居住部分 m ²) 居住部分の面積の割合 (%) ≥ 50% 居住部分以外の部分の用途	店舗等を兼ねる場合は 面積、用途を記入
補助事業に 要する費用 (税抜き)	本格耐震改修	0 円	合計金額 2,000,000 円
	簡易耐震改修	1,176,471 円	
	防火改修	823,529 円	
	耐震シェルター等	0 円	
交付申請額	本格耐震改修	0 円	合計金額 525,000 円
	簡易耐震改修	400,000 円	
	防火改修	125,000 円	
	耐震シェルター等	0 円	

* 利子補給制度【リ・バース60】 利用する 利用しない
※ 申請を代理人に委任 する しない

受付欄

<委任状>		金額は補助金額算出書（第2号様式）から転記
私（申請者）は、下記の者を代理人と定め、「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金に係る一切の手続の権限を委任します。		受付番号
令和 7 年 4 月 14 日		受付印
記		中間検査予定日
(代理人) 住 所 〒 600 - 8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅塀町83番地の1 ※ 法人の従業員に委任する場合は法人の所在地 法人名 京安心すまいセンター 氏 名 京 花子		申請を代理人に委任する場合は記入
電 話 075 - 744 - 1631 (日中連絡がつく番号)		以上

※利子補給制度を利用する場合の交付申請額

補助金（防火改修に係る補助金を除く）の合計額から当該額の2分の1（ただし、その額が575,000円を超える場合は575,000円）を減じた額を補助金（ただし千円未満切り捨て）の額とします。

※この欄は記入しないでください。

円

3.1 交付申請書（第1号様式）*2枚目

「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金

種別	<input type="checkbox"/> 木造住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 京町家等
階数	地上 2 階建て
申請者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者又はその親族 <input type="checkbox"/> 居住者又はその親族
関係権利者 の同意	<input checked="" type="checkbox"/> 関係権利者の同意を得ている。 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 申請者が補助対象建築物の所有者でない場合……所有者の同意 <input checked="" type="checkbox"/> 複数の者で共有している住宅の場合……………共有者全員の同意 <input type="checkbox"/> 補助対象建築物に賃借人がいる場合……………賃借人全員の同意 </div> <input type="checkbox"/> 同意が必要な関係権利者はい 要綱、本手引を確認のうえチェック
補助事業の 内容	「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱で規定する基準に適合する工事である。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい
本格改修に伴う 防火改修	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> その他 に存する。 ※本格改修を実施する場合はいずれかにチェックしてください。 本格改修を行う場合はいずれかにチェック
過去に 利用した 耐震化 支援制度	本市の木造住宅耐震化支援事業を利用したことがある場 <input checked="" type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士等派遣事業…(受付番号： 京06-00 令和6年4月) うち、基本計画作成事業…… (受付番号： 年 月) <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修助成事業…………… (年 月) <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修計画作成助成事業…………… (年 月) <input type="checkbox"/> まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業…… (年 月)
	過去にいずれかを利用したことがある場合は記入 → <input checked="" type="checkbox"/> 受けたことがない
補助事業を申請 者から直接請け 負う工事施工者 (予定)	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人と同一 業者名： 担当者： 本店所在地：〒 電 話：
補助事業実施予 定期間	令和 7 年 5 月 1 日 ~ 令和 7 年 5 月 30 日

* 簡易耐震改修又は防火改修（本格耐震改修に併せて実施する場合を除く。）を実施する場合で、工事施工者が京都市外に所在する者である場合は、以下に京都市内に所在する下請負人について記載してください。（複数ある場合は、最も予定金額が大きい者）

下請負人	業者名： 請負内容：
	所在地：〒 - 電 話： - -
	簡易改修又は防火改修を行い、市内事業者の要件を満たす請負人が下請負人のみである場合は記入

共通添付書類一覧（番号順に添付のこと）		※添付した書類に□をしてください。
(1) 補助金額算出書（第2号様式）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	
(2) 付近見取図	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	
(3) 補助対象建築物の建築時期を確認できる書類	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	
(4) 申請者が補助事業者の要件に該当することを証する書類 (登記事項証明書（建物）、住民票、戸籍謄本又は賃貸借契約書など)	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	
(5) 補助対象建築物の全景写真	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	
(6) 補助対象建築物の現状図面（縮尺100分の1程度）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	
(7) 補助対象建築物の改修後図面（縮尺100分の1程度）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 設計後に添付
(8) その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 添付	<input checked="" type="checkbox"/> 不要

本格耐震改修 追加添付書類一覧（番号順に添付のこと）		※添付した書類に□をしてください。
(9) 耐震改修計画書（第3号様式）	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 設計後に添付
(10) 耐震改修後の耐震診断書	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 設計後に添付
(11) 耐震改修計画作成者が所定の講習を修了したこと又は建築士であること を証する書面	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 不要

3.2 補助金額算出書（第2－1号様式）＊1枚目

本格改修を行う場合は第2－2号様式から、
簡易改修を行う場合は第2－3号様式から記入

第2－1号様式 補助金額算出書①（共通事項）

 木造住宅 京町家

本申請における補助事業の内容	本格耐震改修	簡易耐震改修	防火改修	耐震シェルター等
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(あ)	(い)	(う)	(え)	
補助対象費用の合計	補助基本額の合計	補助限度額	(あ)と(い)を比べて小さい額	過去に利用した補助額	(う)-(え) 【補助金額】
本格耐震改修	0円	0円	0円	0円	0円
簡易耐震改修	1,176,471円	400,000円	600,000円	400,000円	400,000円
防火改修	823,529円	125,000円	600,000円	125,000円	125,000円
耐震シェルター等	0円	0円	400,000円	0円	0円
補助対象経費	2,000,000円	—	—	—	525,000円
補助対象外経費	0円				
請負金額（税抜）	2,000,000円				

交付申請時の請負金額

補助対象費用に該当する経費の変更
 あり なし

変更申請又は完了報告に添付する場合は記入

住戸の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 長屋（戸／全戸）
所有形態	区分所有（戸ごとに所有者が異なる）の長屋で	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない

長屋の場合はいずれかにチェック

(京町家の場合)

同時改修	同一の袋路で、同時期に本格改修（評点1.0以上）する住宅が他に	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
------	---------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

共通経費 (補助対象外を含む全額)	仮設工事	足場・養生など	数量	単価	金額
	解体工事	解体・残材廃材処分	一式	100,000円	100,000円
	端数割引				—
	諸経費（単価は、諸経費割合を乗じる金額）	5 %	2,000,000円	100,000円	

※ 共通経費は、工事種別ごとの工事費に基づき按分して加算します。

共通経費の合計／請負金額 15.0%

※ 解体工事費は、それ以外の諸経費（足場・養生など）の「材処分費のみの金額」としてください。

諸経費を割合ではなく一定金額とする場合は、100%として金額を記入

耐震シェルター等

※ 本格改修と併せて実施することはできません。

合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
0円	0円	400,000円	0円

内容	数量	単価	金額	備考
<input type="checkbox"/> 設置場所の既存部材撤去			0円	
<input type="checkbox"/> 装置費用（備考欄に装置名）			0円	
<input type="checkbox"/> 設置に係る運搬・作業費			0円	
共通経費按分	—	—	0円	—

3.2 補助金額算出書（第2－1号様式）＊2枚目

防火改修		① 軒裏	② 開口部	③ 界壁	④ 外壁	⑤ ブレーカー	⑥ 木製雨戸	合計
	補助対象費用	0円	647,058円	0円	0円	176,471円	0円	823,529円
	補助基本額	0円	75,000円	0円	0円	50,000円	0円	125,000円

① 軒裏の防火改修工事			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input type="checkbox"/> 既存の軒裏撤去				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（備考欄に主な材料名）				0円		
<input type="checkbox"/> 大臣認定品（備考欄に認定番号）				0円		
<input type="checkbox"/> 作業費				0円		
共通経費按分	—	—		0円	—	

② 開口部の防火改修工事			開口部面積	合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考		
<input type="checkbox"/> 既存の開口部撤去				0円			
<input checked="" type="checkbox"/> 材料費（備考欄に主な材料名）	2 箇所	250,000円		500,000円			
<input type="checkbox"/> 大臣認定品（備考欄に認定番号）				0円			
<input checked="" type="checkbox"/> 作業費	一式	50,000円		50,000円			
共通経費按分	—	—		97,058円	—		

③ 長屋の界壁の防火改修工事			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input type="checkbox"/> 設置個所の既存部材撤去				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（備考欄に主な材料名）				0円		
<input type="checkbox"/> 作業費				0円		
共通経費按分	—	—		0円	—	

④ 外壁の防火改修工事			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input type="checkbox"/> 既存の外壁撤去				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（備考欄に主な材料名）				0円		
<input type="checkbox"/> 大臣認定品（備考欄に認定番号）				0円		
<input type="checkbox"/> 作業費				0円		
共通経費按分	—	—		0円	—	

⑤ 感震ブレーカーの設置工事			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input checked="" type="checkbox"/> 感震ブレーカー等の費用	一式	100,000円		100,000円	品番○○○○○	
<input checked="" type="checkbox"/> 電気配線工事費	一式	50,000円		50,000円		
共通経費按分	—	—		26,471円	—	

⑥ 木製防火雨戸の設置工事			開口部面積	合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考		
<input type="checkbox"/> 既存の雨戸撤去				0円			
<input type="checkbox"/> 材料費（備考欄に主な材料名）				0円			
<input type="checkbox"/> 作業費				0円			
共通経費按分	—	—		0円	—		

3.2 補助金額算出書（第2－3号様式）

簡易改修を行う場合は、この様式から記入

第2－3号様式 補助金額算出書③（簡易耐震改修）

木造住宅

京町家

	① 屋根型	② 床型	③ 壁型	④ 足元型	合計
補助対象費用	1,037,059円	0円	139,412円	0円	1,176,471円
補助基本額	300,000円	0円	100,000円	0円	400,000円

① 屋根型			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input checked="" type="checkbox"/> 既存の屋根撤去	42 m ²	6,700円	281,400円	281,400円	処分費含む	
<input checked="" type="checkbox"/> 材料費（屋根ふき材の軽量化）	一式	390,100円	390,100円	390,100円	材工共、42 m ²	
<input checked="" type="checkbox"/> 材料費（水平構面の強化）	42 m ²	5,000円	210,000円	210,000円	材工共、構造用合板12mm	
<input type="checkbox"/> 作業費			0円	0円		
<input type="checkbox"/> 雨仕舞等関連工事費			0円	0円		
共通経費按分			155,559円	155,559円	—	—

材料費に作業費を含む金額を
記入する場合はその旨を記入

② 床型			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input type="checkbox"/> 既存部材の撤去				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（構造用合板等）				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（火打ち材等）				0円		
<input type="checkbox"/> 作業費				0円		
共通経費按分		—	—	0円	—	—

③ 壁型			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input checked="" type="checkbox"/> 既存部材の撤去	3 m ²	8,000円	24,000円	24,000円	材工共	
<input type="checkbox"/> 材料費（金物の設置）				0円		
<input checked="" type="checkbox"/> 材料費（土壁の修繕）	3 m ²	31,500円	94,500円	94,500円	材工共	
<input type="checkbox"/> 作業費				0円		
共通経費按分		—	—	20,912円	—	—

④ 足元型			合計金額	合計金額×8/10	限度額	補助基本額
	内容	数量	単価	金額	備考	
<input type="checkbox"/> 既存部材の撤去				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（柱・土台・梁等）				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（足固め等）				0円		
<input type="checkbox"/> 材料費（基礎又は礎石）				0円		
<input type="checkbox"/> 作業費				0円		
共通経費按分		—	—	0円	—	—

3.3 耐震改修計画書（第3号様式）

第3号様式

耐震改修計画書

本市登録の診断士の場合は記入

1 耐震診断を行った者の氏名及び資格登録番号

氏名	耐震 次郎	登録診断士の区分	<input type="checkbox"/> 京都市木造住宅耐震診断士 <input checked="" type="checkbox"/> 京町家耐震診断士（構造診断士） 登録番号 (K06-000)
<input checked="" type="checkbox"/> 一級・ <input type="checkbox"/> 二級・ <input type="checkbox"/> 木造 建築士		京都府	<input checked="" type="checkbox"/> 知事 登録 第 0000 号 <input type="checkbox"/> 大臣

2 補助対象建築物の概要

		木造住宅		京町家等	
		間口方向	奥行方向	間口方向	奥行方向
現状の耐震診断結果	2階			1/15rad以上	1/15～1/30rad以上
	1階				
耐震改修後の耐震診断結果	2階			1/15～1/30rad以上	1/30rad以下
	1階				
耐震診断手法		<input type="checkbox"/> 一般診断手法 <input type="checkbox"/> 精密診断手法 ... <input checked="" type="checkbox"/> 一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部発行の「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第3版）」に基づく限界耐力計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保有耐力診断法 <input type="checkbox"/> 保有水平耐力計算による方法 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算による方法		

3 耐震改修の方針（耐震改修設計の要点や方針を簡潔に記入）

・瓦屋根の葺替えにより、荷重の軽量化を図る
 ・間口方向の耐力壁が少なく、「危険ゾーン」と判定されたため、間口方向の土壁を新設及び修繕して耐力を向上させる
 ・既存磯石の滑り幅の拡幅や磯石の新設、床下の根がらみの設置により、柱脚部を安定させる

4 耐震改修の内容

改修箇所	改修内容
屋根	瓦屋根の葺替え（土葺き→桟葺き）
壁	土壁の修繕：5箇所 土壁の新設：4箇所
その他	耐力壁四周の架構の接合を金物等で補強
その他	2階の間取り変更（補助対象外工事）

3.4 耐震改修設計報告書（第4号様式）

第4号様式

本市から申請者宛に送付する通知
書に記載の受付番号を転記

(受付番号 000)

(あて先) 京都市长	令和 ● 年 ● 月 ● 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571)	ふりがな： きょうと たろう 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名)
京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	京都 太郎 (電話 075 - 222 - 3613)

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱第13条第4項の規定により、関係書類を添えて耐震 本市から申請者宛に送付する通知書に記載の日付及び番号を転記

交付決定通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号
補助事業実施予定期間	令和 ● 年 ● 月 ● 日 ~ 令和 ● 年 ● 月 ● 日 ※耐震改修設計に係る業務委託契約を締結した日から、耐震改修工事が完了する予定期間までの期間
耐震改修計画に記載した改修内容を実施する期間	令和 ● 年 ● 月 ● 日 ~ 令和 ● 年 ● 月 ● 日 ※耐震改修工事を実施する予定期間（仮設工事等の共通経費に係る工事は含みません。）
補助事業に要する費用（税抜き）	本格耐震改修 3,000,000 円 簡易耐震改修 円 防火改修 823,529 円 耐震シェルター等 0 円 合計金額 5,000,000 円
交付予定額	本格耐震改修 2,400,000 円 簡易耐震改修 円 防火改修 125,000 円 耐震シェルター等 0 円 合計金額 2,925,000 円 ※ 千円未満切り捨て
種別	<input type="checkbox"/> 木造住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 京町家等 金額は補助金額算出書（第2号様式）から転記

共通添付書類一覧（番号順に添付のこと）		※添付した書類に□をしてください。
(1) 補助金額算出書（第2号様式）		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(2) 耐震改修計画書（第3号様式）		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(3) 補助対象建築物の改修後図面（縮尺100分の1程度）		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(4) 耐震改修後の耐震診断書		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(5) その他市長が必要と認める書類		<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 不要

受付欄 ※この欄は記入しないでください。
受付番号 (耐震)
受付印
中間検査予定日

3.5 変更承認申請書（第5号様式）

第5号様式

本市から申請者宛に送付する通知
書に記載の受付番号を転記

変更承認申請書

(受付番号 000)

(あて先) 京都市长	令和 ● 年 ● 月 ● 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571)	ふりがな: きょうと たろう 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名)
京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	京都 太郎 (電話 075 - 222 - 3613)

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、補助事業の変更について 本市から申請者宛に送付する通知書に記載の日付及び番号を転記

交付決定通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号
変更承認通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号 ※ 過去に変更承認を受けている場合に記入

変更の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 交付予定額に変更を生じる工事内容及び経費の配分の変更 (理由及び内容)
	解体後、土台部分の劣化が発覚したため、足元型（土台又は柱等の劣化修繕）を追加する
	<input type="checkbox"/> 完了期日の変更 → 変更後の完了期日 令和 年 月 日 (理由)
いずれかにチェックし、理由及び内容を記入	

交付予定額の変更 ※金額に変更がない場合も記入してください。	変更前	補助事業に要する費用(税抜き)	本格耐震改修 円 簡易耐震改修 1,176,471 円 防火改修 823,529 円 耐震シェルター等 円	合計金額 2,000,000 円
		交付申請額	本格耐震改修 円 簡易耐震改修 400,000 円 防火改修 125,000 円	合計金額 525,000 円 ※ 千円未満切り捨て
		変更前の金額は、交付申請書(第1号様式)から転記	0 円	合計金額
		補助事業に要する費用(税抜き)	簡易耐震改修 1,426,471 円 防火改修 823,529 円 耐震シェルター等 0 円	2,250,000 円
	変更後	交付申請額	本格耐震改修 0 円 簡易耐震改修 500,000 円 防火改修 125,000 円 耐震シェルター等 0 円	合計金額 625,000 円 ※ 千円未満切り捨て
		変更後の金額は、変更を反映した補助金額算出書(第2号様式)から転記 *金額に変更がない場合も記入		
		種別	<input type="checkbox"/> 木造住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 京町家等	

※ 報告事項に応じて 変更後の金額は、変更を反映した補助金額算出書(第2号様式)から転記付してください。

付してください。
※ 金額に変更がない場合も記入

寸欄	受付印
※この欄は記入しないでください。	

3.6 中止・廃止承認申請書（第6号様式）

第6号様式

本市から申請者宛に送付する通知
書に記載の受付番号を転記

中止・廃止承認申請書

(受付番号 000)

(あて先) 京都市长	令和 ● 年 ● 月 ● 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	ふりがな: きょうと たろう 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名) 京都 太郎 (電話 075 - 222 - 3613)

「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住家 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、補助事業の中止又は廃止

本市から申請者宛に送付する通知書に記載の日付及び番号を転記

交付決定通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号
変更承認通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号 ※ 過去に変更承認を受けている場合に記入
中止又は廃止の理由	事業着手が大幅に遅れ、期限内に補助対象工事が終わる見込みがないため

受付欄	受付印
※この欄は記入しないでください。	

3.7 実績報告書（第7号様式）*1枚目

第7号様式

本市から申請者宛に送付する通知
書に記載の受付番号を転記

実績報告書

(受付番号 000)

(あて先) 京都市长	令和 ● 年 ● 月 ● 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	ふりがな： きょうと たろう 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名) 京都 太郎 (電話 075 - 222 - 3613)

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて補助事業が 本市から申請者宛に送付する通知書に記載の日付及び番号を転記

交付決定通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号	
変更承認通知書の年月日及び番号	令和 ● 年 ● 月 ● 日 京都市指令都建安第 000 号 ※ 過去に変更承認を受けている場合に記入（複数ある場合は、最終の変更承認について記入）	
補助事業実施期間	軽微な変更がある場合は変更後の金額を記入 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
補助事業に要する費用（税抜き）	本格耐震改修 0 円 簡易耐震改修 1,426,471 円 防火改修 823,529 円 耐震シェルター等 0 円	合計金額 2,250,000 円
交付予定額 ※ 変更承認を受けている場合は 変更後の額	本格耐震改修 0 円 簡易耐震改修 500,000 円 防火改修 125,000 円 耐震シェルター等 0 円	合計金額 625,000 円 ※ 千円未満切り捨て

軽微な変更の内容 ※ 軽微な変更がある場合のみ記入	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式）又は変更承認申請書（第5号様式）から転記 （変更前の補助対象工事に要する費用： ） 円
	<input type="checkbox"/> 工事施工者の変更 ・変更後の業者名： ・本店所在地：
	<input type="checkbox"/> 下請負人の変更（第1号様式に記入した下請負人を変更した場合） ・変更後の業者名： ・本店所在地：
	<input type="checkbox"/> 補助事業者（申請者）の住所の変更
	<input type="checkbox"/> その他市長が認めるもの 【添付書類(7)が必要】

種別	<input type="checkbox"/> 木造住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 京町家等	受付欄	受付印
----	--	-----	-----

※この欄は記入しないでください。

3.7 実績報告書（第7号様式）*2枚目

1章

2章

3章

申請書類の記入方法

4章

5章

6章

7章

添付書類一覧（番号順に添付のこと）		※添付した書類に☑をしてください。
(1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(3) 補助事業の下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し (簡易改修又は防火改修の場合で、補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者が、本店又は主たる事務所を京都市外に置く場合に限る。)		<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
(4) 補助事業の実施状況を示す写真及び写真撮影方向図 (工事前、工事中及び工事後の写真を、工事部位ごとにまとめること。)		<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(5) 軽微な変更の内容に係る書類①…補助事業に要する費用に変更がある場合 補助金額算出書（第2号様式）		<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
(6) 軽微な変更の内容に係る書類②…補助事業の内容に変更がある場合 耐震改修計画書（第3号様式）に変更内容を示したもの 補助対象建築物の改修後図面（縮尺100分の1程度）に変更内容を示したもの 耐震改修後の耐震診断書に変更内容を示したもの（耐震診断書の変更が必要な場合に限る。）		<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
(7) 軽微な変更の内容に係る書類③…その他市長が認めるものに係る書類 軽微な変更の内容に係る書類		<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
(8) その他市長が必要と認める書類		<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 不要

軽微な変更がある場合は、内容に応じて(5)～(7)を提出



代理受領制度を利用する場合は、①代理受領事前届出確認通知書の写し ②経費の内訳書 ③代理受領に係る委任状の添付も必要です。

3.8 補助金請求書（第8号様式）

第8号様式

本市から申請者宛に送付する通知
書に記載の受付番号を転記

補助金請求書

(受付番号 000)

(あて先) 京都市长	令和 年 月 日
請求者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	請求者の氏名 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) 京都 太郎 (電話 075)

提出日は空欄のままで提出

代理受領制度を利用する場合も、
申請者の氏名を記入

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅補助金を請求します。
日付及び番号は空欄のままで提出

*交付額決定通知書は、完了報告の手続き後に本市から申請者宛に送付します

交付額決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都建安第 号
補助金請求額	金625,000円

「金」又は「¥」を記入

振込先金融機関名	振込先名義		預金種目		口座番号		金額		本店 支店 出張所			
	みやこ		<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> その他	0	0		0	0	0
受取人	(フリガナ) (口座名義)		キヨウト タロウ									
			京都 太郎									

金額は実績報告書（第7号様式）から転記

銀行
 信用金庫
 信用組合

申請者名義の振込先を記入
*代理受領制度を利用する場合は、代理受領者の振込先

※ 請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）を用いて記入してください。

3.9 写真台帳（参考様式）

		写真撮影方向図を忘れずに添付	工事前、工事中、工事完了後の状況が比較できるよう、A4用紙に写真を配置	No.1
① 屋根の軽量化 （工事前）				
	写真番号、施工箇所、工事内容、工程など簡単な説明を記入	同じ方向から写真を撮影		
② 屋根の軽量化 （工事中） ・瓦撤去				
③ 屋根の軽量化 （工事中） ・桟葺き ・ルーフィング貼り				

第4章 本格改修

4.1 現在の耐震基準に適合する工事

防火・準防火地域では
防火改修との組合せが必須です！

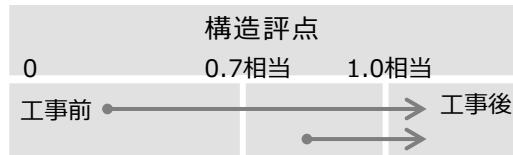
4.2 一定以上の耐震性能を確保する工事

以下①～④の方法により耐震診断及び耐震改修設計を行い、**現行又は一定以上の耐震性能を確保する工事が対象です。**

- * 耐震改修設計には、本市の基本計画作成事業で作成された「基本計画作成報告書」を利用することはできません。別で詳細な設計を行ってください。

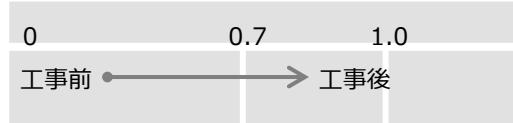
■ 現在の耐震基準に適合する工事

現状の構造評点が1.0相当未満で、耐震改修後に**1.0相当以上**となる工事（③の方法による場合は安全限界時の最大応答変形角が判定基準以下となる工事）



■ 一定以上の耐震性能を確保する工事

現状の構造評点（③の方法による場合は評点参考値※1）が0.7未満で、耐震改修後に**0.7以上1.0未満**※2となる工事



※1 京都市木造住宅等耐震診断士派遣事業 第16号様式P8及びP10の算出結果

※2 ねじれの検討をゾーニングによる場合は、全てのゾーンの評点参考値の算出結果が0.7以上

耐震診断の方法		
木造住宅	①	一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く）※1
	②	そのほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指針
	③	一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部発行の「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第3版）」に基づく限界耐力計算※2
京町家	④	①の精密診断法（限界耐力計算による方法に限る）又は③

※1 木造耐震診断資格者講習（一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づくものに限る。）を修了した者が行うこと

※2 建築士が行うこと



申請手続きを円滑に進めるため、申請書類を提出いただく前に、設計・工事の内容をあらかじめご相談ください。

防火・準防火地域では
防火改修との組合せが必須です！

4.3 耐震性能が従前よりも向上する工事

前ページ①～④の方法により耐震診断及び耐震改修設計（京町家で①や②の方法によることも可（*））を行い、壁の設置や屋根の軽量化など、**耐震改修後の構造評点が現状よりも向上する工事**（劣化した部分の修繕のみを行う工事は除く）が補助の対象です。

- * 京町家で①や②の方法によることができるのは、屋根の軽量化工事のみを行う場合
- * 耐震改修設計には、本市の基本計画作成事業で作成された「基本計画作成報告書」を利用することはできません。別で詳細な設計を行ってください。

■ 屋根の軽量化（屋根を軽くする工事）

屋根が重いほど、地震の時に建物の揺れが大きくなります。軽い屋根材に替えることで揺れが小さくなり、建物が倒れる可能性が低くなります。

過去に 対象外と した例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前、工事後の仕様や材料が明らかでないもの ・ 屋根全体が軽くなることが不明なもの ・ 大部分が既に軽い屋根材であるもの
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨仕舞いの工事を補助対象に含める場合は、図面に工事内容を明記し、工事前、工事完了後の写真を提出

■ 耐震壁の設置（強い壁を設置する工事）

既存の壁に筋交い（柱と柱の間に取り付ける補強材）や金物、壁がない箇所にバランスよく耐力壁（地震に強い壁）を設置することで、地震の時に建物の変形を小さくします。

過去に 対象外と した例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎がない箇所に耐震壁を設置するもの ・ 既存の壁に金物の設置のみを行うもの
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造用合板は、JASマークを撮影した写真を提出 ・ 大臣認定品は、認定番号及び商品カタログを提出



筋交い、金物の設置



構造用合板の設置



仕上げ

第5章 簡易改修

1章

2章

3章

4章

5章

簡易改修

6章

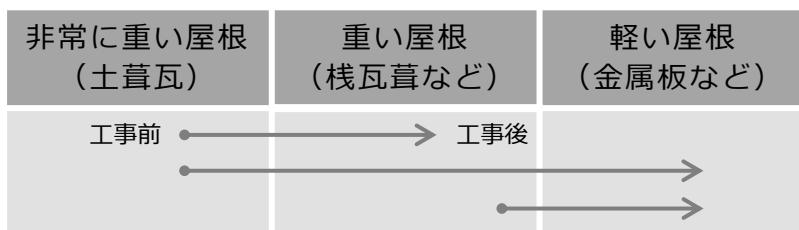
7章

5.1 屋根型

(1) 屋根の軽量化（屋根を軽くする工事）

屋根が重いほど、地震の時に建物の揺れが大きくなります。軽い屋根に替えることで揺れが小さくなり、建物が倒れる可能性が低くなります。

既に軽量化されている部分を除き、**下屋も含めた屋根を全て（庇を除く）軽量化する工事が対象です。**

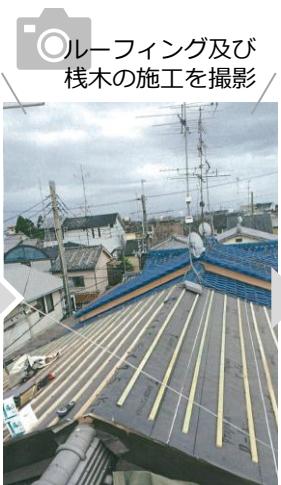


過去に
対象外と
した例

- 工事前、工事後の仕様や材料が明らかでないもの
- 屋根全体が軽くなることが不明なもの
- 大部分が既に軽い屋根材であるもの

提出書類

- 雨仕舞いの工事を補助対象に含める場合は、図面に工事内容を明記し、工事前、工事完了後の写真を提出
- 下屋は既に軽い屋根材で、大屋根のみ軽くする場合、下屋を含む屋根全体の図面（屋根伏図）に施工範囲を明記
- 下屋が既に軽い屋根材である場合は、図面に下屋の仕様を明記し、写真を提出



葺き土の撤去

桟木打ち

葺き替え

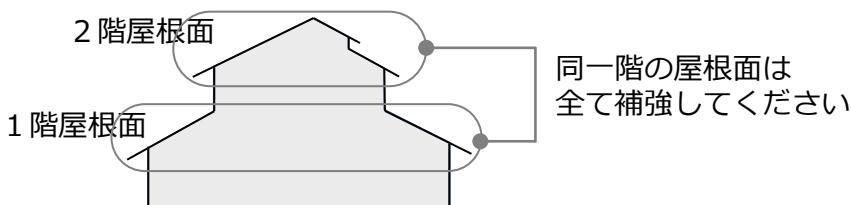
(2) 屋根構面の強化（屋根面を強くする工事）

屋根面を強くすることで、地震の水平の力をきちんと柱や梁など全体に伝えることができます。

既に補強されている部分を除き、同一階の構面を全て構造用合板（京町家は構造用合板又は杉板）により補強する工事が対象です。

提出書類

- 構造用合板は、JASマークを撮影した写真を提出
- 大屋根の屋根面のみ強化する場合、下屋を含む屋根全体の図面（屋根伏図）に施工範囲を明記



屋根面の構造用合板の設置

5.2 床型

(1) 2階床組の強化、小屋組の強化（2階床組、小屋組を強くする工事）

2階床組（床を支える骨組み）、小屋組（屋根を支える骨組み）を強くすることで、地震の水平の力をきちんと柱や梁など全体に伝えることができます。

既に補強されている部分を除き、構面全体を構造用合板（京町家の場合は構造用合板又は杉板）により補強する工事、又は吹抜けや小屋組を火打ち梁で補強する工事が対象です。

過去に 対象外 とした例

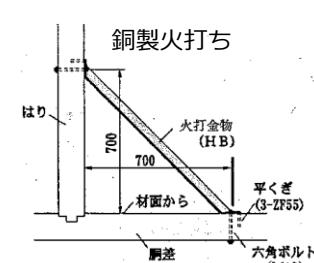
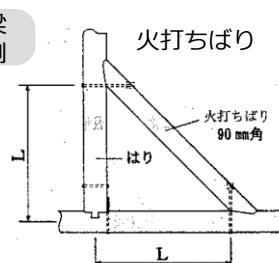
- 1階床組を補強するもの
- 雲筋かいを設置するもの
- 既存の火打ち梁に金物の設置のみを行うもの

備考

- 構造用合板は、JASマークを撮影した写真を提出



火打ち梁
の施工例



2階床組の構造用合板の設置

(注) Lは900mm前後が望ましい。

5.3 壁型

1章

2章

3章

4章

5章

簡易改修

6章

7章

(1) 金物の設置（木造住宅のみ）柱や梁に金物を設置する工事

柱や梁、土台などの接合部分を金物でしっかりとつなぐことで、地震の時に接合部分が緩んだりずれたりすることを防ぎます。

施工範囲内の構造耐力上主要な部分である軸組部材（土台、柱、筋交い、梁等）の既存の部材どうしの継手又は仕口全てを建築基準法施行令第47条に定める仕様とする工事が対象です。

* 施工部分以外の仕様が不明であるなど、同条で定める仕様となることが確認できない場合は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」で示される補強例とする工事も対象です。

補足事項

- 既存の部材と補強する部材の継手部分の補強は、足元型のうち土台又は柱等の劣化修繕（33ページ）の利用を検討してください。

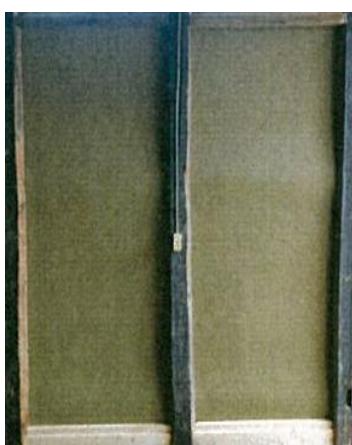
(2) 土壁の修繕（京町家のみ）土壁を塗り直す工事

京町家は、柱と梁、土壁の粘り強さで地震に耐えます。古くなった土壁をきれいに塗り直すことで、京町家が持つ本来の耐震性能を回復します。

劣化した土壁を修繕する場合は、全面をこそぎ落とし、少なくとも1枚以上の壁を塗り直す工事、又は天井裏、床下まで塗りこめられていない土壁を修繕する場合は、天井裏、床下まで塗りこめる工事が対象です。

過去に 対象外 とした例

- 土壁の下地が劣化している場合に、下地を含めず修繕するもの
- 下地を合板やシート材、筋交いで改修するもの
- 軒桁より上部のみを修繕するもの
- 一般的な土壁の仕様と異なる仕様で修繕するもの



5.4 足元型

1章

2章

3章

4章

5章

簡易改修

6章

7章

(1) 土台又は柱等の劣化修繕（傷んだ土台や柱を取り替える工事）

湿気やシロアリの被害で土台や柱が傷んでしまうと、耐震性能が大きく低下します。傷んだ部分を取り除き、新しい木材を継ぎ足すことで、本来の性能が回復します。

施工範囲内の構造耐力上主要な部分である軸組部材（土台、柱、筋交い、梁等）の劣化した箇所全てを根継ぎ等により健全な状態に修繕する工事が対象です。

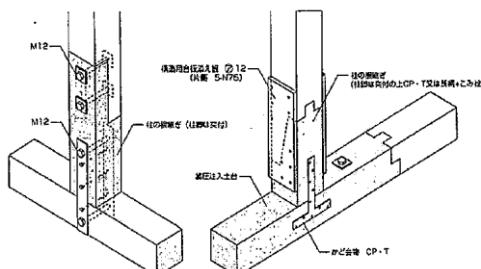
過去に
対象外
とした例

- 既存の部材と補強する部材の継手部分が有効な接合でないもの
- 添え柱が上下の横架材と有効な接合でないもの
- 添え柱の幅が既存の柱と同程度でないもの
- 大引や根太、束のみを修繕するもの
- 柱と土台の両方が劣化する場合に、いずれか一方を修繕するもの



施工例

- 伝統的な継ぎ手を使って堅固に緊結する方法
兜蟻・大入蟻・腰掛鎌、金輪継ぎ、追っかけ大栓、台持ち等
- 金物等を使って堅固に緊結する方法
*大臣認定の施工方法の場合、仕様書等を添付してください。



出典：日本建築防災協会（2007）『木造住宅の耐震補強の実務』

- 添え柱で堅固に緊結する方法
金物や繊維シートを用いて補強すること
枠組みや控え柱をして補強すること

(2) 有筋の基礎の増設（木造住宅のみ）基礎を強くする工事

鉄筋が入っていないコンクリートの基礎は、引っ張りに対する力に弱く、地震の被害を受けやすくなります。基礎を強くすることで、上に載る壁や筋交いの力を支えます。

外壁及び主要構造部の壁等の下部に鉄筋コンクリート造の基礎を増設する、又は既存の無筋基礎に鉄筋コンクリート造の基礎を抱き合わせる工事が対象です。

過去に
対象外
とした例

- 補強部分の基礎の長さが短いもの
- 既存の基礎と補強部分が構造的に一体でないもの
- 補強コンクリートブロック造の基礎を増設するもの
- 基礎の断面形状が長方形で、底盤（フーチング）がないもの

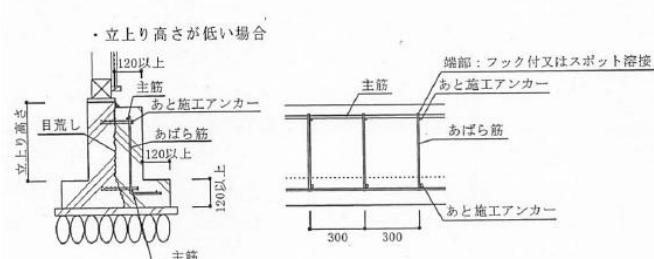
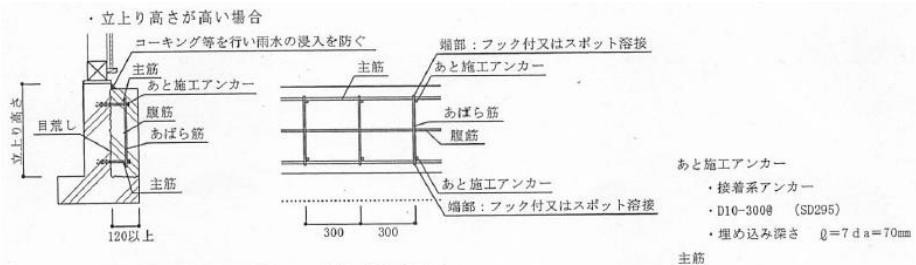
提出書類

- 基礎補強の仕様が確認できる書類

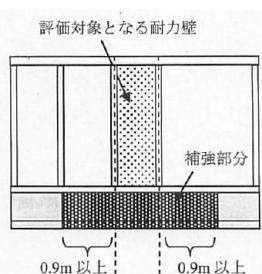
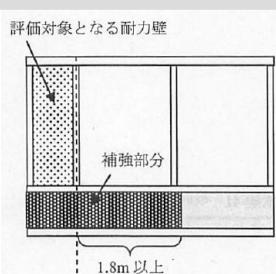
型枠の設置、配筋、あと施工アンカー等の施工状況を撮影／



基礎の補強例



部分的に基礎を補強する場合の補強範囲



①耐力壁が壁線の隅に存在する場合

②耐力壁が壁線の中に存在する場合

(3) 柱脚部の足固め、根がらみの設置（京町家のみ）柱の足元を固定する工事

足元が固定されていない柱どうしをつなぐことで、地震の時に柱の足元がばらばらに動くことを防ぎ、建物が倒れる危険性が低くなります。

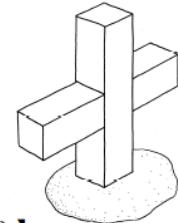
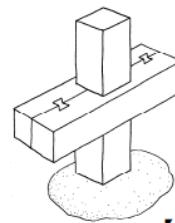
構造耐力上主要な部分である柱の柱脚部が床組等で固定されていない場合に、足固め又は根がらみにより固定する工事が対象です。

過去に
対象外
とした例

- ・ 材の厚さが45mm程度未満、幅が柱の同程度でないもの
- ・ 柱の足元がボルト等で固定されていないもの
- ・ 束のみをつなぐもの
- ・ 大引き等で既に柱の足元が安定している箇所に設置するもの



根がらみの設置



【足固め】

(4) 硕石等の基礎の補修（京町家のみ）硕石の幅を広げる工事

京町家は、硕石（建物の基礎となる石）の上に柱が置かれています。硕石の幅を広げることで、地震の時に柱が硕石からずれることを防ぎます。

硕石基礎を大きなものに据え付け直す、又はコンクリートで増し打ちし、硕石基礎の幅を広げる工事が対象です。

過去に
対象外
とした例

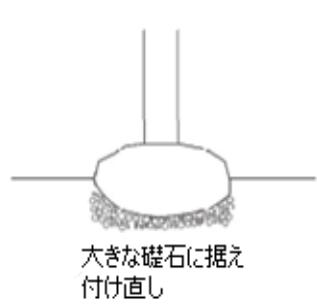
- ・ 硕石基礎の上面が、平坦で粗い仕上げでないもの
- ・ コンクリートに割れ止めの配筋がないもの
- ・ 硕石基礎と柱の足元を固定するもの
- ・ 既存の部材と補修する部材が構造的に一体でないもの
- ・ 束石を補修するもの



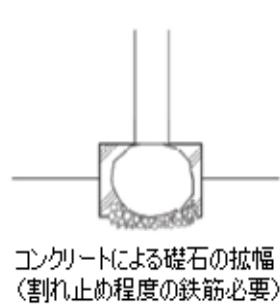
硕石の補修例



滑り幅の余裕が少ない
上面が傾いている



大きな硕石に据え
付け直し



コンクリートによる硕石の拡幅
(割れ止め程度の鉄筋必要)

第6章 耐震シェルター等の設置

1章

2章

3章

4章

5章

6章

耐震
シェルター等
の設置

6.1 耐震シェルターの設置

居住者が日常の大部分を過ごす居住空間に、①～⑧の耐震シェルターを設置する工事が対象です。

	企業名	耐震シェルター名
①	有限会社宮田鉄工	木造軸組耐震シェルター「剛建」
②	株式会社一条工務店	建物内部設置型防災器具木質耐震シェルター
③	j.Pod & 耐震工法協会	j.Pod 耐震シェルター
④	お得に（乙訓）リフォーム	おとくにシェルター
⑤		おとくにシェルター2号くん
⑥	平安建設株式会社	耐震シェルター 平安24
⑦	S U S 株式会社	パネル式耐震シェルター
⑧	株式会社カラフルコンテナ	コンテナ型耐震シェルター まもルーム

※ 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱で定められたもの

6.2 耐震ベッドの設置

居住者が日常の大部分を過ごす居住空間に、公的機関等の認定や試験により性能が評価された耐震ベッドを設置する工事が対象です。

提出書類

- ・ 耐震性能が評価されていることを示す資料を提出

7章

第7章 防火改修

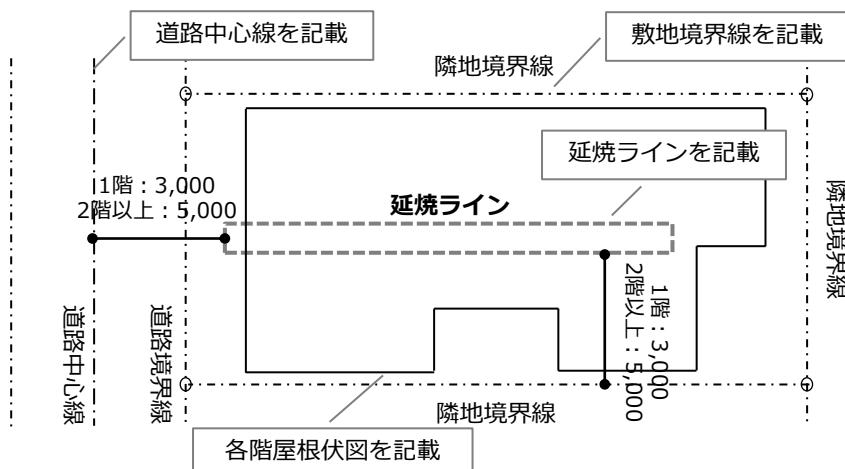
7.1 軒裏の防火改修

- 延焼のおそれのある部分の軒裏を全て防火改修する工事が対象です。
 - 木造住宅は、既に45分準耐火構造（上位の構造を含む）である部分を除き、建築基準法で定める45分準耐火構造に、京町家は、既に防火構造である部分を除き、建築基準法で定める防火構造と同等以上の仕様としてください。
 - 延焼のおそれのある部分以外の軒裏も対象に含めることができます。
- * **延焼のおそれのある部分**とは、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の他の建築物との相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下にある部分を言います。

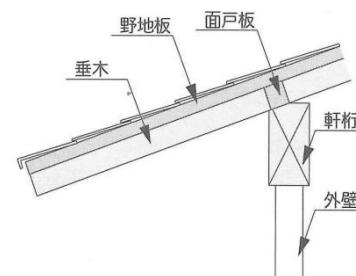
提出書類

- 建物配置図を作成し、延焼のおそれのある部分を明記
- 仕様の根拠を別表（41～43ページ）の仕様番号又は別表以外の場合は図面等により明示
- 大臣認定品は、認定番号、認定仕様等の根拠資料を提出
- 仕様が確認できるよう、工事中、工事完了後の写真と併せて出荷証明書等を提出

延焼のおそれのある部分の記載例



軒裏現し仕様



出典：京町家できること集

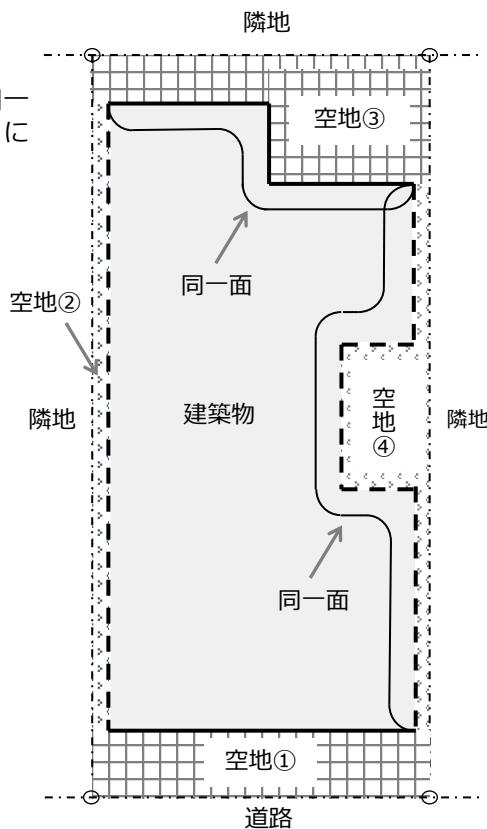
7.2 開口部の防火改修

- 延焼のおそれのある部分（37ページ）の窓を一つの面ごとに建築基準法で定める防火戸その他の防火設備（木製防火雨戸（39ページ）を除く）と同等以上の仕様とする工事が対象です。
- 延焼のおそれのある部分以外の開口部の防火改修、及びドアや換気扉の防火改修も対象に含めることができます。

過去に 対象外 とした例	<ul style="list-style-type: none"> 既存の壁に新たに開口部を設置するもの 防火設備であることが不明なもの
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 建物配置図を作成し、延焼のおそれのある部分を明記 改修後の仕様や開口部の面積を図面に明記 大臣認定品は、認定番号及び商品カタログの写しを提出

同一面

隣地や道路側の同一の空地（①～④）に面する面



認定番号

認定番号の写真と開口部全体の写真を撮影！



7.3 木製防火雨戸の設置

開口部の防火改修（38ページ）として、木製防火雨戸の設置を行う工事が対象です。

- * 「木製防火雨戸」とは、京町家等の意匠の保存と火災に対する安全性の両立を目的に研究開発を行い、建築基準法施行令第137条の10第四号に基づく20分間防火設備（認定番号：EC-0256）として、国土交通省大臣の認定を取得したものです。

補足事項

- 木製防火雨戸は、講習会を受講し、製作者リストに登録された方のみ製作できます（詳細は「木製防火雨戸の設計ガイドブック」を参照）
- 製作依頼は、京都府建築工業協同組合（TEL：075-802-1281）まで連絡してください

アルミサッシに
改修された窓



木製防火雨戸を
設けることで、
既存木製建具の
保存が可能に！

7.4 長屋の界壁の防火改修

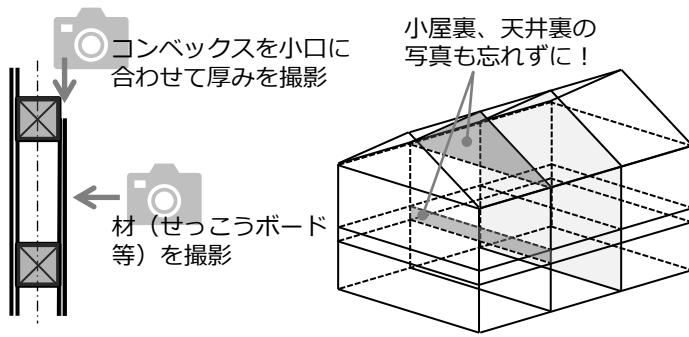
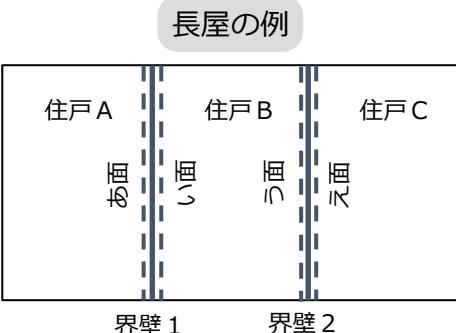
長屋の両端の住戸は、隣接する住戸の間を区切る壁1面（図の「あ面」又は「え面」）、両端以外の住戸は壁2面（図の「い面」及び「う面」）の片面に、建築基準法で定める準耐火構造（上位の構造を含む）の界壁を設置する工事が対象です。

過去に 対象外 とした例

- 界壁が、小屋裏及び天井裏まで達していないもの
- 共有する柱が劣化している場合に、柱を含めず修繕するもの

提出書類

- 立面図及び平面図に施工箇所を明記
- 仕様の根拠を別表（41～43ページ）の仕様番号又は別表以外の場合は図面等により明示
- 仕様が確認できるよう、工事中、工事完了後の写真と併せて出荷証明書等を提出



7.5 外壁の防火改修

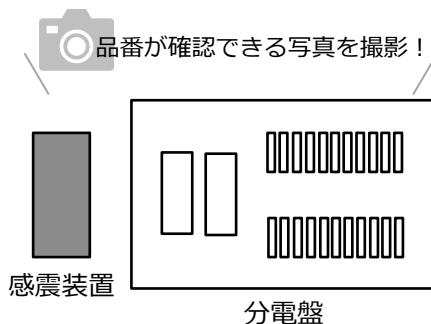
- ・ 延焼のおそれのある部分（37ページ）の外壁を一つの面（38ページ）ごとに防火改修する工事が対象です。
- ・ 木造住宅は、既に準耐火構造（上位の構造を含む）である部分を除き、建築基準法で定める準耐火構造に、京町家は、既に防火構造である部分を除き、建築基準法で定める防火構造と同等以上の仕様としてください。
- ・ 延焼のおそれのある部分以外の外壁も対象に含めることができます。

提出書類

- ・ 建物配置図を作成し、延焼のおそれのある部分を明記
- ・ 立面図及び平面図に施工箇所を明記
- ・ 仕様の根拠を別表（41～43ページ）の仕様番号又は別表以外の場合は図面等により明示
- ・ 大臣認定品は、認定番号、認定仕様等の根拠資料を提出
- ・ 仕様が確認できるよう、工事中、工事完了後の写真と併せて出荷証明書等を提出

7.6 感震ブレーカーの設置

- ・ 一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤規格JWDS0007付2」で規定する分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する工事が対象です。
- ・ 設置に直接必要な電気配線工事も対象に含めることができます。



提出書類

- ・ 品番が記載された商品カタログの写しを提出
- ・ 設置前、設置完了後の写真と併せて出荷証明書を提出

別表 防火仕様一覧

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

防火改修

表中の「せっこうボード」は、強化せっこうボードを含む。

軒裏

45 分 準 耐 火 構 造	仕様番号	内容							
	以下のいずれかに該当する防火被覆が設けられているもの								
	NJ 1	厚さ12mm以上の硬質木片セメント板							
	NJ 2	厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの							
	NJ 3	木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの							
	NJ 4	モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの							
	NJ 5	セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの							
	NJ 6	厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの							
	NJ 7	軒裏現し仕様 野地板（厚さが30mm以上のものに限る。）及び垂木を木材で造り、これらと外壁（軒桁含む。）とのすき間に厚さが45mm以上の木材の面戸板を設け、かつ、垂木と軒桁との取合い等の部分に垂木欠きを設ける等、建築物内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること 準耐火構造45分 (H12建設省告示第1358号(追加H16国土交通省告示第789号)) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">【野地板】 ○木材30mm厚以上</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">野地板</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【面戸板】 ○木材45mm厚以上</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">面戸板</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【垂木】 ○特に規制なし</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">垂木</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【桁梁・外壁】 ○準耐火建築物とする場合はそれぞれ 準耐火構造とする。その他建築物の 場合は、桁梁は規制なし。外壁は防 火構造等とする。</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">軒桁 外壁</td> </tr> </table>	【野地板】 ○木材30mm厚以上	野地板	【面戸板】 ○木材45mm厚以上	面戸板	【垂木】 ○特に規制なし	垂木	【桁梁・外壁】 ○準耐火建築物とする場合はそれぞれ 準耐火構造とする。その他建築物の 場合は、桁梁は規制なし。外壁は防 火構造等とする。
【野地板】 ○木材30mm厚以上	野地板								
【面戸板】 ○木材45mm厚以上	面戸板								
【垂木】 ○特に規制なし	垂木								
【桁梁・外壁】 ○準耐火建築物とする場合はそれぞれ 準耐火構造とする。その他建築物の 場合は、桁梁は規制なし。外壁は防 火構造等とする。	軒桁 外壁								

出典：京町家できること集

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

防火改修

軒裏

防 火 構 造	仕様番号	内容		
	以下のいずれかに該当する防火被覆が設けられているもの			
NB 1	塗厚さが20mm以上の鉄鋼モルタル又は木曽りしつくい			
NB 2	木毛セメント板又はセッコウボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしつくいを塗ったもの			
NB 3	土塗壁で塗厚さが20mm以上のもの（下見板を張ったものを含む。）			
NB 4	軒裏現し仕様（以下、参考認定構造）			
国土交通省大臣認定 (QF030 RS-0174) 防火構造、準耐火構造30分				
透視図 一屋根材(下地+葺き材) 野地板12mm厚以上 グラスウール50mm厚以上 (密度10kg/m³以上) 天井仕上材 (木材、セッコウボード等) 垂木 45×45mm以上 面戸板 12mm厚以上 見切材 18mm厚以上 軒桁 軒の出 300~1000mm 外壁 <small>※大臣認定は、当組合と早稲田大学が共同で取得した。</small>				
垂木部断面図 鉄丸くぎN38以上 (2本以上/枚) 鉄丸くぎN90以上 (2本/箇所) 野地板12mm厚以上 75~240mm 垂木 45×45mm以上 軒の出 300~1000mm 軒桁 18mm以上 見切材18mm厚以上 グラスウール50mm厚以上 (密度10kg/m³以上)				
垂木間断面図 グラスウール50mm厚以上 (密度10kg/m³以上) 野地板12mm厚以上 面戸板12mm厚以上 垂木45×45mm以上 75~240mm 鉄丸くぎN38以上 (1本以上/箇所 (@160)) 軒の出 300~1000mm 軒桁 18mm以上 見切材18mm厚以上 鉄丸くぎN50以上 @300mm以下				
横断面図(垂木上部より軒桁上面を見る) 380~500mm 面戸板12mm厚 垂木45×45mm以上 鉄丸くぎN90以上 (2本/箇所) 鉄丸くぎN38以上 (1本以上/箇所(@160))				

出典：京町家できること集

界壁

準 耐 火 構 造	仕様番号	内容
	以下のいずれかに該当する防火被覆が設けられているもの	
KJ 1	厚さが15mm以上のセッコウボード	
KJ 2	厚さが12mm以上のセッコウボードの上に厚さが9mm以上のセッコウボード又は難燃合板を張ったもの	
KJ 3	厚さが9mm以上のセッコウボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のセッコウボードを張ったもの	
KJ 4	厚さが7mm以上のセッコウラスボードの上に厚さ8mm以上セッコウプラスターを塗ったもの	

1章

2章

3章

4章

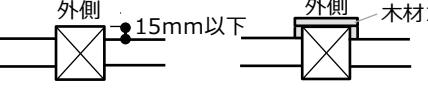
5章

6章

7章

防火改修

外壁

準 耐 火 構 造	仕様番号	内容		
		屋外側、屋内側にそれぞれ以下のいずれかに該当する防火被覆が設けられているもの		
防火構造	屋外側	GJ 1	厚さ12mm以上のセッコウボードの上に金属板を張ったもの	
		GJ 2	木毛セメント板又はセッコウボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしつくいを塗ったもの	
		GJ 3	モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの	
		GJ 4	セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの	
		GJ 5	厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの	
	屋内側	GJ 6	厚さが15mm以上のセッコウボード	
		GJ 7	厚さが12mm以上のセッコウボードの上に厚さが9mm以上のセッコウボード又は難燃合板を張ったもの	
		GJ 8	厚さが9mm以上のセッコウボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のセッコウボードを張ったもの	
		GJ 9	厚さが7mm以上のセッコウラスボードの上に厚さ8mm以上セッコウプラスターを塗ったもの	
	GB 1	土塗真壁造で塗厚さが40mm以上のもの（裏返塗りをしないものにあっては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが15mm以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが15mm以上の木材を張ったものに限る。）		
	 両面から塗る (40mm厚以上)		 裏返塗りなし (40mm厚以上)	
	屋外側、屋内側にそれぞれ以下のいずれかに該当する防火被覆が設けられているもの（真壁造とする場合の柱および梁の部分を除く）			
屋外側	GB 2	塗厚さが20mm以上の鉄鋼モルタル又は木ずりしつくい		
	GB 3	木毛セメント板又はセッコウボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしつくいを塗ったもの		
	GB 4	土塗壁で塗厚さ20mm以上のもの（下見板を張ったものを含む。）		
	GB 5	厚さが12mm以上の下見板（屋内側が塗り厚さ30mm以上である場合に限る。GB17）		
	GB 6	厚さが12mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの		
	GB 7	厚さが15mm以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが18mm以上で、かつ、中空部を除く厚さが7mm以上のもの）を張ったもの		
	GB 8	モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの		
	GB 9	セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの		
	GB10	厚さが12mm以上のセッコウボードの上に金属板を張ったもの		
	GB11	厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの		
	GB12	厚さが12mm以上のセッコウボードの上に厚さが9mm以上のセッコウボード又は難燃合板を張ったもの		
	GB13	厚さが9mm以上のセッコウボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のセッコウボードを張ったもの		
	GB14	厚さが7mm以上のセッコウラスボードの上に厚さ8mm以上セッコウプラスターを塗ったもの		
	GB15	厚さ9.5mm以上のセッコウボードを張ったもの		
	GB16	厚さ75mm以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ4mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの		
	GB17	土塗壁で塗厚さが30mm以上のもの		